

住まいに関する支援制度一覧

市町村名:千代田町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	利子補給	千代田町勤労者住宅資金利子補給	勤労者の住宅建設資金に対し利子補給の措置を講じる	・町内に1年以上居住又は町内の事業所に1年以上勤務している者 ・県企業局、西邑楽土地開発公社の分譲住宅団地内に土地を取得した者 ・舞木区画整理地内に土地を取得又は借地した者	700万円 (融資)	年3.4%(利子補給期間中、実質年率2.4%)	20年以内	常時受付	-	産業観光課	0276-86-7005	http://www.town.chiyoda-gunma.jp/keizai/svoko/syoko008-02.html	町が10年間を限度に支払った利子の1.0%を金融機関へ利子補給。住宅の基準については、延べ床面積33平方メートル～165平方メートルの規模
リフォーム資金	助成	千代田町住宅リフォーム補助金	住宅リフォーム工事に要した経費の一部を補助する	・町内在住者(補助金申請日に住民登録している方) ・町税及び国民健康保険税を滞納していないこと(世帯員全員) ・築年数10年以上の住宅 ・町内業者の施工	15万円	-	-	常時受付	-	産業観光課	0276-86-7005	http://www.town.chiyoda-gunma.jp/keizai/svoko/syoko025.html	当該年度内に事業を開始し、完了する事業に対して補助する。
リフォーム資金 (高齢者住宅改造費助成事業等)	助成	介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給	生活環境を整えるための小規模な住宅改修(手すりの取り付け、段差の解消、滑りにくい床材への変更、引き戸等への扉の取り替え、和式から洋式への便器の取り替え、その他これらの工事に付帯して必要な工事)対象者に必要な改修に限る	介護保険で要介護又は要支援と認定された在宅の方	20万円	当該工事費用の10分の9又は10分の8又は10分の7	-	常時受付	-	住民福祉課	0276-86-7000	http://www.town.chiyoda-gunma.jp/iyumin/kaigo/kaigo008.htm	
リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改造費助成制度等)	助成	千代田町重度障害者(児)住宅改造費補助	住宅設備を障害者に適するように改造する場合、町が補助費を交付する	・町内に居住する者 ・身体障害者福祉法身体障害者手帳の交付を受けている者 ・下肢、体幹の障害者若しくは重複障害者又は視覚障害者 ・属する世帯の世帯員の当該年度(当該年度の町民税が確定していないときは、当該年度の前年度)の町民税所得割税額が16万円以下の世帯 ・新築及び改築以外の工事であること	60万円	当該工事費用の5/6	-	常時受付	-	住民福祉課	0276-86-7000	http://www.town.chiyoda-gunma.jp/iyumin/fukushi/fukushi003-02.htm	当該年度内に事業を開始し、完了する事業に対して補助する。
合併処理浄化槽設置費	助成	千代田町浄化槽設置整備事業費補助金	浄化槽の設置に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する	町長が定める区域内において専用住宅に次のいずれにも該当する浄化槽を設置する者とする。 ・処理対象人員が10人以下の浄化槽 ・消費電力が次の表に掲げる基準を満たす浄化槽 ・環境性能が次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすこと ※詳細につきましては、ホームページを参照	5人槽:11万5千円 (転換:33万2千円) 6～7人槽:15万1千円 (転換:41万4千円) 8～10人槽:19万9千円 (転換:54万8千円)	-	-	常時受付	5人槽:11基 6～7人槽:11基 8～10人槽:2基	建設環境課	0276-49-5200	http://www.town.chiyoda-gunma.jp/kankyo/kankyo/kankyo004.htm	
合併処理浄化槽設置費	助成	千代田町浄化槽エコ補助金	単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進するため、予算の範囲内において補助金を交付する	補助金は、町長が定める区域内の専用住宅等において、当該年度内に整備する処理対象人員10人以下の浄化槽であり、次に掲げる要件をすべて満たすもの ・既設の単独処理浄化槽等を確認できること ・既設の単独処理浄化槽等を原則として撤去・処分すること ・千代田町浄化槽設置整備事業により整備する浄化槽であること ・当該年度末までに浄化槽の使用開始が確認できること	10万円	-	-	常時受付	5基	建設環境課	0276-49-5200	http://www.town.chiyoda-gunma.jp/kankyo/kankyo/kankyo004.htm	
合併処理浄化槽設置費	助成	千代田町宅地内排水設備工事費補助金	単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進するため、予算の範囲内において補助金を交付する	補助金は、町長が定める区域内の専用住宅等において、当該年度内に整備する処理対象人員10人以下の浄化槽であり、次に掲げる要件をすべて満たすもの ・既設の単独処理浄化槽等を確認できること ・既設の単独処理浄化槽等を原則として撤去・処分すること ・千代田町浄化槽設置整備事業により整備する浄化槽であること ・当該年度末までに浄化槽の使用開始が確認できること	30万円	-	-	常時受付	10基	建設環境課	0276-49-5200	http://www.town.chiyoda-gunma.jp/kankyo/kankyo/kankyo004.htm	
太陽光発電設備設置費	助成	千代田町住宅用太陽光発電システム設置補助金	太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、予算の範囲内において設置費用の一部を補助する	・自ら居住する町内の住宅に発電システムを設置した方又は町内に自ら居住するための発電システム付き住宅を購入した方(平成22年4月1日以降に引渡しを受けた方) ・世帯全員が町税及び国民健康保険税を滞納していない方	太陽電池モジュール:6万円 定置型蓄電池:4万円	太陽電池モジュール:1キロワット当たり3万円 定置型蓄電池:1キロワット当たり1万円	-	常時受付	13基	建設環境課	0276-49-5200	http://www.town.chiyoda-gunma.jp/kankyo/kankyo/kankyo001.htm	
生ごみ処理機設置費	助成	千代田町生ごみ処理機器購入費補助金	生ごみ処理槽及び処理機を購入する者に対し、購入費の一部を補助する	本町に住所を有し、生ごみ処理機器を購入し、使用する者とする。ただし、世帯全員が町税を滞納していない者とする。	生ごみ処理容器:3千円 生ごみ処理機:2万円	購入額の2/3	-	常時受付	生ごみ処理容器:14基 電気式生ごみ処理機:3基	建設環境課	0276-49-5200	http://www.town.chiyoda-gunma.jp/kankyo/kankyo/kankyo007.htm	
耐震診断費	助成	千代田町木造住宅耐震診断者派遣事業	町内に在する木造住宅の所有者が当該住宅の一般耐震診断を希望する場合において、町が耐震診断者を派遣する	・対象となる木造住宅を町内に所有し、当該住宅に居住している者 ・町税及び国民健康保険税を滞納していないこと(世帯員全員) ・違法建築物でないこと ・昭和56年5月31日以前に着工したもの ・在来軸組工法で建築した地上2階以下のもの	-	-	-	今年度6/1～9/1	5戸	都市整備課	0276-86-7003	http://www.town.chiyoda-gunma.jp/kensetsu/toshi/toshi009.htm	耐震診断者の交通費は、派遣対象者の実費負担
耐震改修費	助成	千代田町木造住宅耐震改修補助事業	耐震診断の条件に加え、耐震診断の結果、倒壊の可能性がある又は高いと診断されたもの	・耐震診断の条件に該当し、かつ、これまでにこの事業による補助金の交付を受けていない方 ・耐震補強設計に基づき耐震補強工事を行なうもの ・工事を施行する者が次のいずれかに該当すること i 群馬県内に本店、支店若しくは主たる事業所を有する者 ii 補助対象となる住宅を建築した者	80万円	当該工事費用の1/2	-	今年度6/1～9/1	1戸	都市整備課	0276-86-7003	http://www.town.chiyoda-gunma.jp/kensetsu/toshi/toshi010.htm	

その他	助成	千代田町移住者住宅 取得費等補助金	・千代田町へ移住する者の住宅の新築または、購入に要する経費等に対し補助金を交付する	・平成28年4月1日以降に本町に転入し、本町の住民基本台帳に登録された方で、かつ、その転入の日から起算して過去5年以内に本町の住民基本台帳に登録されたことがない方。または本町に転入し、現在、本町の住民基本台帳に登録されている方で、かつ、本町内の民間賃貸アパートに住所を有している方 ※詳細につきましては、ホームページを参照	最高60万円	-	-	～令和7年3月31日	-	都市整備課	0276-86-7003	http://www.town.chiyoda-gunma.jp/kensetsu/toshi/toshi015.htm	
その他	助成	三世同居等支援補助金交付事業	親世帯と子世帯が、お互いを支援しあうために町内で同居(敷地内同居含む)し、住宅の新築・購入や増改築をした場合に、その費用の一部を補助する	・新たに親世帯と子世帯が町内で同居(敷地内同居含む)することにより、三世以上の家族となっており、子世帯は孫(出産予定の子を含む)と同居していること。 ・親世帯・子世帯とも千代田町の住民登録をしていること。 ※詳細につきましては、ホームページを参照	最高10万円	-	-	～令和7年3月31日	-	企画財政課	0276-86-7007	http://www.town.chiyoda-gunma.jp/kikakuzaisei/kikaku/kikaku097.html	
その他	利子補給	千代田町災害復旧 支援緊急資金利子補給	災害により被災した町内にある住宅の復旧工事費に係る資金に対して利子補給の措置を講じる	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害により生じた住宅の被害に対し、緊急に復旧するために必要な資金が対象 ・町の災害対策本部又は、町が発行する災害証明の交付を受けた者。 ・町税及び国民健康保険税を滞納していないこと(世帯員全員)	1世帯100万円以内	2.3%	5年以内	-	-	産業観光課	0276-86-7005	http://www.town.chiyoda-gunma.jp/reiki/reiki_honbun/e269RG00000490.html	